

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第3章第4節関係）の施行について（昭和61年6月6日基発第333号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
5 労働安全衛生法の適用に関する特例 (1) 労働者派遣法第45条の概要（略） (2) 具体的事項 イ 安全衛生管理体制 (イ) 派遣中の労働者についての取扱い a～d（略） e 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、元方安全衛生管理者及び一定の規模の又は一定の業務を含む事業場の産業医については、原則として、その事業場に「専属の者」を選任しなければならないが、当該事業場の危険有害要因につき<u>知悉した上で、安全衛生管理に関して適切な措置を講じることができる者を充てるべきであるとの趣旨から、派遣中の労働者はその事業場に「専属の者」には該当しないものであること。ただし、則第7条第3号のロに掲げる業種の事業場の衛生管理者及び衛生推進者については、危険有害要因が少なく、派遣中の労働者であっても衛生管理に関して適切な措置を講じることができる場合は、派遣中の労働者であってもその事業場に「専属の者」に該当するものであること。</u> f・g（略） (ロ)・(ハ)（略） ロ・ハ（略）	5 労働安全衛生法の適用に関する特例 (1) 労働者派遣法第45条の概要（略） (2) 具体的事項 イ 安全衛生管理体制 (イ) 派遣中の労働者についての取扱い a～d（略） e 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、元方安全衛生管理者及び一定の規模の又は一定の業務を含む事業場の産業医については、原則として、その事業場に「専属の者」を選任しなければならないが、当該事業場の危険有害要因につき知悉している者を充てるべきであるとの趣旨から、派遣中の労働者はその事業場に「専属の者」には該当しないものであること。 f・g（略） (ロ)・(ハ)（略） ロ・ハ（略）